



金融改革について

明治学院大学経済学部

佐々木百合



金融改革について

- 金融分野で必要とされる改革は多岐にわたる。
 - 規制緩和
 - 規制改革
 - 市場の整備
 - IT技術の発展にともなうグローバルマネーへの対応
 - 地域的協力
 - その他

金融改革プログラム

「金融重点強化プログラム」(2004年11月公表)をベースとして、金融庁が04年12月24日に公表した金融行政の指針

- (1)利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底
- (2)ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備、
- (3)国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化
- (4)地域経済への貢献、
- (5)信頼される金融行政の確立、

「投資サービス法(仮称。06年6月、金融商品取引法として成立)」の制定、金融コングロマリット化に対応した金融法制の整備、バーゼルII(新しい自己資本比率規制)導入を踏まえた主要行のリスク管理の高度化、会計基準の国際的な収れんに向けた積極対応など。

2013.7.30.

専門調査会



規制改革

- 金融危機後の規制改革
 - 自己資本比率規制
 - 銀行以外の金融に関する規制

バーゼル（BIS規制）の導入

1988年のBIS規制導入当初

- BIS規制：バーゼルアコード
- 設立目的：ドイツヘルシュタット銀行破たん ⇒ 国際金融市場の動揺を解決するため、国際的な銀行システムの健全性と安定を強化するために国際的な銀行の資本の基準を作成すること。国際的な銀行の間での競走上の不公平を減らすこと、である。
- 当時話題になっていたこと：海外進出している日本の金融機関を牽制する目的ではないか？
 - 日本の金融機関の自己資本比率は低かった
 - 護送船団方式
- 有価証券含み益算入を大蔵省が交渉
 - 日本の銀行はクリアの見込みがたち、必ずしも苦しい立場ではなくなった（ただしバブル崩壊まで）

バブル崩壊後

- 株価の下落で含み益減少⇒再び苦しい状況に。
 - 劣後債発行
 - 貸し渋り
- 不良債権増加
 - 自己資本比率の低下・貸し渋り
 - 公的資金導入・繰り延べ税金資産の参入など

バーゼルII

- BIS規制の改正バージョン。日本は2007年から導入。
- 日本の金融機関は2007年のバーゼルII導入に備えていたためにサブプライムの影響が小さかったといわれている。（一方で、投資ができていなかったという批判あり）
 - 地方銀行などはヘッジファンドを利用した投資を控えるなどの行動がみられた
- アメリカは証券化がすでに進んでいたために、もともとこの規制の適用を先延ばしにしていた

金融危機後の対応

金融規制強化

2013.7.30.

専門調査会



バーゼルIII導入経緯

バーゼルII

アメリカは導入が困難として、導入を2008年の予定から延期していた。



2008年9月 リーマンショック



オバマ大統領（2009）

25日に閉幕した第3回20カ国・地域（G20）首脳会合（金融サミット）は、銀行幹部らの報酬制限や銀行の自己資本比率強化を求めた。・・・オバマ大統領は、これが支持されれば「われわれの金融システムは危機に見舞われた昨年状況よりかなり異なり、より安全になる」と閉幕後の会見で述べた。

2009年 09月 26日ロイター

バーゼルIII作成への批判

英国銀行協会（BBA）は、銀行資本に関する新たな合意を求める要求は全く正当化できないと指摘、それは銀行に余分なコストを押し付け、銀行による顧客サービスの向上や経済への貢献を難しくすると批判している。

BBAの幹部は「金融市場の混乱は、バーゼルIIに従ってきた米国のやり方が招いたことは明らかだ」としたうえで、「米国はリスクに敏感に対応できるバーゼルIIをまだ適用していない。彼らは長年にわたってレバレッジレシオを重視してきたが、400以上の銀行が連邦預金保険公社の問題行リスト入りするのを防ぐことができなかった」と述べた。

スペインのバーゼル委員会委員長のホセ・マリア・ロルダン氏も「バーゼルIIIなどとんでもない。我々にとって重要なのは、バーゼルIIを強化し、本当の意味で実行することだ」と強調している。2009.9.4ロイター

バーゼルⅢ導入経緯

- 08年9月 リーマンショック
- 08年11月 G20ワシントン・サミット
- 09年4月 G20ロンドン・サミット
- 09年9月 G20ピッツバーグ・サミット

「金融システムの強化」を図るため、銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミット。

- 09年12月 バーゼルⅢの市中協議案公表
- 10年2月 定量的影響度調査の実施
- 10年6月 G20トロント・サミット
- 10年7月、9月 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)会合
国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな枠組みに合意。
- 10年11月 G20ソウル・サミット 上記枠組みが報告、了承される。
- 10年12月 バーゼルⅢテキストの公表
これまでに合意・了承された内容をテキスト化。

資料：金融財政事情2011年2月7日号

バーゼルIIIの特徴

- 資本の質の改善
- 流動性リスク管理の強化
- 段階的適用
- バッファーを設けることによるプロシクリカリティ対策
- G-SIBsに対する対応
- 他

最近のバーゼルIIIに関する動向

2012. 11.

[ワシントン 9日 ロイター] 米連邦準備理事会（FRB）などの米3機関は9日、新銀行自己資本比率規制「バーゼルIII」の導入について、米国では2013年1月1日の期日通りに開始されないことを明らかにした。

2012. 12.

12月3日（ブルームバーグ）：欧州連合（EU）は米国に続き、新たな銀行資本規制「バーゼル3」に関する法律の施行で1月の期限を守れない見通しを明らかにした。EUはバンカーの賞与や流動性規則、レバレッジ規制などの問題をめぐる議論が長引いている。

2013. 1.

バーゼル銀行監督委員会は、銀行の流動性バッファの新規制について、期限を延長することで合意した。

2013年より、日本、スイス、カナダ、オーストラリアなどは予定通り実施。

バーゼル規制の問題点

- 複雑すぎてルールを守るためにかかるコストが高い
- 規制の抜け穴をくぐろうとする行動（Regulatory arbitrage）を引き起こす
- プロシクリカリティがある
- 健全性を保つことにつながっていない
- 金融危機を防ぐことができていない
- 政治的影響が大きく、真に望ましい規制となっていない。

望ましい規制とは？

- リーマンショック前の動向：プリンシプル規制への流れ
- 金融庁：ベターレギュレーション。プリンシプルベースの規制とルールベースの規制の組み合わせ。（金融危機により、ややプリンシプルベース規制の促進はゆるんだ印象）
- 清水（一橋大学名誉教授）：銀行が自己責任で、自由なリスクテイクが出来るシステム構築が必要。市場評価自己資本比率の利用。
- Kashyap、Blinder

望ましい規制へ：考えらえる方法

- 日本は優等生的にバーゼルアコードに従ってきている。
- バーゼルを前提として、基準をクリアできるように裁量的な政策もとってきた。
- しかし、バーゼルアコードは政治的影響が大きく反映されている。
- 邦銀がリスクを負わないために、健全性を確保するために、いかなる規制が望ましいかを独自に考えることが重要。

- これまでもすでに監督官庁が邦銀の利益を考慮して交渉してきており、さらに日本独自の国内基準も適用されたばかりではある。
- 今後、さらに一歩進めて、アカデミックに考えられる望ましい規制と、現場で実現可能な規制をすり合わせる場を設けて、目標とすべき規制の在り方を明らかにし、それを国際規制にも反映してもらえるように交渉していくことができればより望ましい。

具体的な規制の方向

- 金融危機防止につながるか、健全性を保てるか、といった面から規制を再点検し、不要な部分を省く。
- 金融機関が規制を守れば自らの利益になる、というようなインセンティブ付けをする。
- ヘッジファンドなどのディスクロージャーを強化する。
 - 例：邦銀の不良債権のディスクロ

具体的な規制の方向

金融危機＝>証券化が問題＝>ものづくり
に戻る

というのではなく、

金融危機＝>証券化が問題＝>証券化に対
応した規制や環境の整備

という形で進んでいくべき。

IT技術の発展でグローバルマネーが問題に。市場
経済のしくみを熟知しているものが、如何に問題
に対処したらよいか、が重要。

国際的な金融協定や金融協力

- アジア通貨危機⇒アジア通貨基金実現せず⇒チェンマイイニシアティブ
- 長期的な方向性
- 貿易だけでなく、為替相場、金融市場、金融規制、などの分野でも協調していくかを考える必要。

ありがとうございました

2013.7.30.

専門調査会

